

令和 5 年度豊川市水道事業会計補正予算（第 3 号）

~~第75号議案~~

令和5年度豊川市水道事業会計補正予算（第3号）

（総則）

第1条 令和5年度水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為の補正）

第2条 令和5年度水道事業会計予算第7条を第8条とし、第5条から第6条までを1条ずつ繰り下げ、第4条の次に次の1条を加える。

（債務負担行為）

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
配水管新設費	令和6年度	千円 210,518

~~令和5年11月30日提出~~

豊川市長 竹 本 幸 夫

令和5年度豊川市水道事業会計補正予算（第3号）に関する説明書

債 務 負 担 行 為

事 項	限 度 額	令 和 4 年 度 末 ま で の 支 払 義 務 発 生 (見 込) 額	
		期 間	金 額
配水管新設費	千円 210,518		千円

に 関 す る 調 書

令和5年度以降の 支払義務発生予定額		左の財源内訳
期 間	金 額	
令和6年度	千円 210,518	損益勘定留保資金